

振替投資信託受益権（内国E T F）の併合及び分割の整備等に伴う  
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

平成 24 年 2 月 20 日  
株式会社証券保管振替機構

## 1. 改正趣旨

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）に規定する投資信託の受益権のうち、投資信託契約に併合又は分割の定めがあるものについては、平成 21 年 1 月 5 日に施行された株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）によって、法令上、機構における取扱いが可能となった。

これを受けて、金融商品取引所に上場しない振替投資信託受益権（以下「一般投信」という。）については、投資信託振替制度において併合又は分割に係る整備を行い、投資信託契約に併合又は分割の定めのある一般投信をその取扱対象とした。

他方、株式等振替制度で取り扱っている振替投資信託受益権（以下「内国E T F」という。）については、その商品の性質上、株価指数や商品価格等の特定の指標に連動することを目的としていることもあり、金融商品取引所における価格や当該特定の指標が併合又は分割が必要な水準にまで達することは稀であること、及び制度利用者からの具体的な併合又は分割の要望もなかったことから、株式等振替制度開始後の検討課題としていた。

このたび、発行者から、内国E T Fの併合及び分割について、制度整備の要望を受けたことから、内国E T Fの併合及び分割を可能とするため「株式等の振替に関する業務規程」（以下「規程」という。）及び「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部について所要の改正等を行う。

併せて、指定株主名簿管理人等及び受託会社が、機構からの通知の受領及び機構に対する届出等について Target 保振サイトを通じて行うこと等を実現するため規則の一部改正を行う。

## 2. 改正概要

### （1）内国E T Fの併合及び分割手続の整備

内国E T Fの併合及び分割手続について、当該手続における減少又は増加比率の乗算対象及び端数（保有欄端数、質権欄端数及び発行者分端数）処理を含め、振替株式における併合及び分割手続と同様の手続を行う。

（規程第 8 章第 4 節の 2、同章第 4 節の 3、規則第 7 章第 4 節、同章第 5 節等）

### （2）総受益者通知の整備

現在、内国E T Fについては、信託の計算期間終了日における受益者の氏名又は名称及び住所並びに口数等を、総株主通知の手続に準じて、受託会社に通知（受益者登録の請求の取次ぎ）

しているところ、内国E T Fの併合及び分割手続の整備に伴い、通知事由を追加するとともに、総受益者通知の手続について整備を行う。

(規程第8章第7節、規則第7章第6節等)

(3) 指定株主名簿管理人等及び受託会社との Target 保振サイトを通じた通知等の授受等に係る整備

指定株主名簿管理人等及び受託会社が、機構に対して提出する届出事項の変更に関する届出や、機構から受領する株主名簿管理人通知等の通知について、Target 保振サイトを通じて行うことを可能とするとともに、指定株主名簿管理人等が機構との間で加入者の名寄せ状況の確認等のためのデータを加入者情報Web端末を通じて授受する等の整備を行う。

なお、指定株主名簿管理人等が、Target 保振サイトを通じて機構との間で、名寄せ状況の誤りに係る連絡票等の加入者の個人情報を含む書類等を授受する場合には、セキュリティ確保のために、書類の暗号化を行うこととする。

(規則第7条、第10条の2、第34条等)

### 3. 施行日

平成24年3月1日から施行する。ただし、2.(3)に係る整備については、平成24年3月26日から施行する。

以 上